

議長／皆さんおはようございます。

ただ今より、平成 26 年 2 月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 2 号議案を上程いたします。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

吉川議会運営委員長

吉川議会運営委員長／皆さんおはようございます。

平成 26 年 2 月 武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催いたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1. 会期及び会期日程について。

第 2. 付議事件の委員会付託の要否について。

以上、2 項目でございます。

本臨時会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました、事件議案 1 件であります。

このことについて協議いたしました結果、議案第 2 号は、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致をみました。

また、会期は本日 4 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 4 日の 1 日間と決定いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長／ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日4日の1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、1番 朝長議員、4番 山口裕子議員、7番 宮本議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明を求めます。

樋渡市長

樋渡市長／平成26年2月武雄市議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、「財産の取得について」でございます。

ICT教育を推進する環境を確実に整備すべく、本年4月に全小学生に導入するICT関連機器・設置整備費等一式の購入について、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産は、タブレット型端末3153台、サーバ及びソフトウェア11校分で、取得価格は、あわせて1億2298万7550円、取得の相手方は、株式会社エデュアスであります。なお、取得する財産や相手方の選定に関しましては、ICTに関する有識者や保護者等で構成する「武雄市小中学校タブレット端末導入選定委員会」を教育委員会に設置し、プロポーザル方式による提案内容の審査を経て選定したものであります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第4 第2号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始いたします。

25番 平野議員から、通告が上がっております

平野議員／おはようございます。

議案書が届けられて、いろいろ目を通して、理解を深めるために、資料を要求していた。

これは業者選定の経過ということですが、具体的に、公文書は市長が言ったような、プロポーザル方式で設置委員会を設定して、プロポーザル方式で点数を決めた経緯は若干理解

できたが、この際、市が提示した、あるいは設置委員会が何を基準に、参加企業に対して、点数をつけていったのか。この資料を出してほしい。

購入に際して、何社がこれに参加をしたのか。

設置委員会が示す基準に、会社独自のノウハウと説明しますよね。

この基準で、高得点とったところが、契約の相手である、エデュアスということになっています。

資料を要求していましたが、私の手元に来たのは、契約に伴う仕様書でしたので、それを前提で、質疑を進めます。

契約の結果として、契約相手であるエデュアスですか？

100%ソフトバンクの子会社ということがわかります。

エデュアスがどういう企業、どういう事業をやっているのか。

それはプロポーサルに参加する前提として、1社1社どういう事業を展開しているのか、どういう資本金なのか、誰が代表者なのか、当然出てきますよね。

エデュアスについては、会社の概要とか、どういう事業を展開しているのか、そういうのがだしてほしい。

100%ソフトバンクの子会社ということでしたので、そういうことが、1つあります。

資料が出てませんので、市長が言った設置委員会が、この点、この点、この点を、評価していこうと、評価というか、点数をつけていこうと、それぞれの点数がついたと思いますが、その基準、選定基準ですね、ぜひこれを出して欲しい。

契約書の中にある、契約書の第2条の2ですね。

これは納入した後、納入した日から10日、技術的な理由、その他検査等に期日を要する。

これは、納入日が26年3月31日までとなっていますが、期日を要するものについては、納入の日から10日以内、ということが考えられるのか。

技術的理由、その他検査等に期日を要する。

これはいわば、契約以前の問題ではないのかなと。

納入の日から10日以内にやり直しなさいと出てくるわけです。

その他の関係でいいますと、第6条ですね。

会社側が納入した物品が1年以内に、甲の不注意によることなく、破損し、または故障を生じたとき、もしくは隠れた箇所を発見したときは、甲は、取り替えはまたは補修を要求することができる。

瑕疵担保、1年以内というのは、だいたい言えばそうでしょうけど。

隠れた瑕疵に意図があるのかないのかわかりませんが。

あなた、黙ってなさいよ。

資料が出てないからやったんですよ。

考えられる不注意、なんなのかと。

答弁をお願いします。

それから、今まで、武雄市の場合、iPad を推奨してきましたよね。

これを、記者会見のときに、出てるんですかね。

その後の資料にも出ていますよね。

アンドロイドにかえたと。

iPad をアンドロイドに変えたというのは、だいたいアンドロイドというのは、相場は 8000 円と聞いてますが、1 億 2300 万、323 台ですか。

単価が上がっていくんでしょうが。

iPad からアンドロイドに変えた理由。

その理由を述べていただきたい。

iPad を利用してきて、単価の問題だけなのか、あるいは、こういう点では不備があるとか、アンドロイドのほうが優秀だとか、設置委員会の、市が示す基準の中にも出てくるでしょうから、アンドロイドに変えたほうが良いと結果が出たんでしょうけども。

設置委員会、判断した基準が何に基づいて変えたのか。

単に安いからという理由も 1 つですが、示していただきたいとおもいます。

それから、いろんなコンピュータにソフトがあるわけですが、仕様書の中にある、明示されている別途契約書ってあるんですね。

この別途契約書を見ていきますと、どこいったか。

あとで、何というか。

これを進める上で、料金が伴うかどうか、っていうことです。

武雄小学校でタブレット端末購入、武雄市小学校タブレット端末購入仕様書の中にある、2 年間のメーカー保証。

これはわかりますね。

その中のところに、サポートサービスは別途契約を予定している。

これは、仕様の中にありますね。

サポートサービスした場合、いろんなサービスが考えられるわけですが、その際、サービス料はどういう場合に発生するのか。

インターネットを通じて操作の方法なども入ると思いますし、いろんなことが考えられるが、別途詳しく、こういう点は、こういうサポートしますよ、というのがあるはずです。

別途契約とあるはずだから。

どういう内容で、どういう場合に、どうだ、という契約内容は、どういうことなのか。

そして、それは料金を伴うのか。  
これは期限もあるんでしょうが。  
損傷とか、乙側の納入した商品に対する不備とか、いろんなことから2年間保障しますよと。  
その辺は細かい契約書があると思うので、答弁、お願いします。

議長／古賀教育部長。

古賀教育部長／それでは、まず経過から、ご説明をさせていただきます。  
タブレット端末の決定に際しては、まず、武雄市の小中学校の代表者、あるいは保護者、ICTに関して有識者等を構成メンバーとするタブレットの選定委員会を設置しました。

この選定委員会につきましては、第1回については、12月4日に開催しまして、第2回目を12月12日に開催しました。  
その後、プロポーザルの提案をいただきまして、これが1月の21日でございます。

提案を受けて審査をしたが、この委員会を、第3回目の委員会を同日行ったということで、委員会から報告を受けて、選定に至ったわけで、本日、添付している契約書につきましては、1月23日に仮契約をして、添付をさせていただいているという、このような経過でございます。

それから、どのような基準で選定をしたのかということですが、選定委員会では、仕様書を作っております。

この仕様書につきましては、概ね、タブレット端末の機能。

アプリケーションや学習に関する機能。

3番目にセキュリティー機能。

次に、サポート体制、こういうものを基本として提案をいただくという仕様書を定めていますので、この仕様書に見合った提案であるのか、こういったことを基準に審査を行ったということなんです。

総合評点方式で審査をしていただいた、ということでございます。

次に契約書のことにつきまして、ご質問がありました。

第2条につきまして、ご覧いただきたいのですが、これにつきましては、検査、それから角印をいつするのかと、ということで第1条本則では、終了後としているが、そのほか、技術的な理由によるものに関しては、納入の費から10日以内と定めているので、不測の事態に備えて、そのような条文をもうけているということです。

それから第6条、隠れた瑕疵は普通はないと思うが、念には念を入れて、このような条項をもうけています。

次、タブレット端末の機種について、どのような理由で変わったのかと質問があるが、変わったという認識はございません。

まず、武雄市小学校、山内中学校で、平成22年度において、絆プロジェクト事業でiPadを導入しているが、これにつきましては、実証として有効に利用されたと思っています。

現在、大きくいいまして、機種については、このiPad、iOSですね。

アンドロイド、ウィンドウズ、3つの機種があるが、これをどれにしろ、という仕様書にはなっていません。

仕様書について、改めてタブレット端末の機能でいいまして、OSについては、アンドロイド4.2以上、iOS7、Windows8とRTということですが。

こういったものを全て対象にしているので、仕様書の中で、私どもがアンドロイドに変更しているわけではないです。

提案の内容が、総合評点方式で1番良かったのが、アンドロイドだったという認識です。

それから、仕様書に別途契約と、確かに書いてますが。

ものにつきましては、タブレット端末、あるいはサーバーなどあるが、このようなものにつきましては、保守契約していくのが通常のパターンなので、保守契約は新年度、3月31日までには、端末が入るので、新年度については、保守契約を行ってこうと考えているわけですね。

以上だったと思います。よろしく申し上げます。

〔25番「議長、答弁をお願いします。何社が応募したのか」〕

議長／古賀教育部長。

古賀教育部長／申し訳ございません。

プロポーザルでございますが、公募でのご質問がございましたが、指名型のプロポーザル方式で、実施をいたしました。3社について指名をいたしまして、2社が応募していただきました。1社については辞退なので、最終的には2社の提案内容で審査をしたということでございます。

議長／25番 平野議員

平野議員、あんまり質問が多すぎますので。いや私が注意しますので。市長、私が注意します。私も要点\*\*\*ておりますけども、あんまり 10 ぐらい、項目質問されてますよね。答弁者も困りますので。

25 番 平野議員

平野議員／市長がいろいろ言うことないんですよ、あなたが。答弁しなさいよ。何を言うんですか。

ですから私は資料を要求しているわけでしょ。それは通告は全部いっとるはずでしょ。こういう資料が欲しい、市長秘書もいってるでしょ。睨んでもいいけども、黙ってなさい。

私が言ったのは、3社が応募して、2社が……指名といわれましたよね。1社は辞退したと。ここで言う、契約相手のエデュアスの、どういう事業内容を展開したのか。指名と言うからには、事前にあなた方のほうで、この会社はこういう事業を展開している、この事業で\*\*\*をもっているとかね。いろいろ準備した上で指名するわけでしょ、3社。エデュアスはどういう事業展開をしているのですか、これまで。

そういうことを、理解する上で、選定基準の中に、応じてくれる会社、プロポーザルしてくれる会社に基準を示して、説明した上で、それに答えていきますよね。

それから、エデュアスの主要事業。家族支援学級だとか、教育の情報に関する\*\*\*自治体が企画するものに対応していく授業だとか、実証実験への、電子機材のコンテンツだとか、教育のノウハウとか、校内管理システム、授業管理、人事管理、端末ネットワークの提供だとか。そういう類いの事業を展開しているのは、公表されてますからね、わかりますよ。

武雄市がなにを中心に選定基準として、指名社2名に対してこういう点はどうなのか、とそのことを聞いているわけでしょう。だからこれに3社が応募して、1社が辞退して2社の指名で、最後に残ったのがエデュアスだと。

これ随契でしょ、契約の方法は、1社だからね、2社ですから。2社で入札の方法は、随契なのか指名競争入札なのか、そのことをきちんとしてください。

さきほどサポートサービス、仕様書に基づいてと言われましたが、私が質問したのはサポートサービス事業の中身ですよ。その仕様書に書いてると言いましたが、サポートサービス事業は別途契約だから、今後納入後にこういうサービス、ああいうサービス。それは料金が伴うのか、という質問をしているじゃないですか。そこはちゃんと答弁してくれないと。3回しかできませんからね。議長申し訳ないけれど3回しか質問できませんから、一辺にたくさんの質問をしたというのは、それはそちらのほうで議案を準備した側がちゃんと答弁する義務があるんじゃないですか？

議長／古賀教育部長

古賀教育部長／全て、記載ができなかったのも、漏れもあったと思います。

指名するにあたりましては、私どもは、基本、これまで本市と契約があったのか。あるいは、契約がなくても連携等を行ったのかということやってるわけでありませぬけれども。今回エデュアスさんを指名したということは、さきほど紹介しましたが、武雄市小学校、山内東小学校に絆プロジェクト事業で、ICT 機器を導入しています。こういったときにエデュアスさんと、取り引きがあったということもございませぬので、ICT に関しましては、エデュアスさん、非常にこれまで取り扱いをされてきた、そういうメーカーです。私どもは指名しました。先ほど申したとおり、指名型のプロポーザル方式でやりました。保守契約ですが、それは先ほども申し上げました。タブレット型端末もありますが、サーバーもありますのでこういったものを保守していただく、料金は当然発生します。以上でよろしかったでしょうか？

議長／25 番 平野議員

平野議員／結局 2 社が残った、1 社辞退したからね。

2 社指名競争入札ですかと聞いたんですけども、答弁ないでしょ？随契ですか？指名競争入札ですか？

もう 1 つ、保守契約が言われましたが、保守契約という言葉だけでいいわけですよ、仕様書にある別途契約予定というのは。当然料金ともなうといわれますからね。

このサポートサービスしたといった場合に、保守契約だとか、あるいはいろんな操作の問題とか、支援員の方が 9 名配置されるので、支援については教育課が詳しいならそれがやくんでしょうけど。しかしなんと言いますか、エデュアスの側の、サービス、サポート、保守点検だけですか？ここで言ってるのは。

保守点検だとメンテでしょ？機種は 2 年間。それは、当然できますよね、どんな電化製品でも。操作したり、ソフトも関連してくるでしょうが、どういうサービス、保守点検ですまさないで、このサポートサービスは、こういう点、だということを武雄市が要求するわけでしょ。それについては当然料金が伴う。どの程度の料金を伴うのか、見積は試算しますよね。

それも含めて、随契なのか競争入札なのかかわかりませぬが、提案した側として、エデュアスと、取引が以前あったと、どういう取引があったかわかりませぬが、含めて答弁してくださいよ。

3 度目なので、入札の方法、再度言いますが、サポートサービスの保守点検ということじゃなくて、細かいサービスが契約書の中に出てくるはずですよ。この点はどれだけの予算が伴うか。でなければ、機種は安いかもしれないが、あとのメンテで高くなったという点がある。



その中で選定基準に入っていると思う。それを私は求めています。一般的には、機種そのものの相場は 8000 円といわれています。台数で割り戻すと、1 万 8000 円くらいでしょ。果たしてそれで済むのか？

県もタブレット端末を導入するわけですが、7 万 5000 円とかいわれているが。

1 億 2300 万円ですむのか。

その後の保守点検、メンテ、どの程度の金額を想定しているか、ということ、質問しています。

答弁してください。

議長／古賀教育部長

古賀教育部長／保守点検の費用についてのご質問ですが、それについては、26 年度の当初予算については、計上予定です。

従いましてそのときに金額について明らかにしたいと思います。

それから 2 点目の契約の方法です。

先ほどから申し上げていますが。

指名型のプロポーザル方式で行ったということで、3 社で指名しました。

そのうち 2 社から提案があった。

法的に申しますと、地方自治法の施行例 167 条の 2、第 2 号を適用したということで、御理解いただきます。

議長／他に質疑ございませんか？

7 番 宮本議員

宮本議員／かさなっているところは省略します。

まずは指名について。

なぜ公募にしなかったか？

エデュアスさんは山内と関係があると。

その他の人の指名した理由はなんなのか？

それが指名について。

次は、アフターサービスはあると思いますが、東京の会社なので、ちょっとあったときに、現地対応というか、その辺の現地対応はどうなっているか。

2点目です。

3点目は、保守点検料は、コンピュータをするとあります。

今回のサポートサービスがあります。

もう一つは保証の修理があります。

このサポートサービスは保守点検料を含んでいるのか、その辺の保守点検と、サポートサービスはソフトの面になるのか、サポートサービスと修理に関して、もし区切りがわかれば、教えてください。

議長／古賀教育部長

古賀教育部長／プロポーザル方式については、2つやり方がございまして、公募によるやり方、指名によるやり方、この2つがあります。

武雄市とも取引のあった、そういう会社を3社指名をしたということでございます。

指名をした理由は、かさなるわけですが、エデュアスさんについては、従来言いましたとおり、取引があったと。

あとの2社につきましても武雄市との取引がありました。

県内でもあったのでそのような理由で指名をさせていただいた。

保守関係で、現地対応ということで、すぐに対応していただければならないという場合も当然ございますので、そのような場合は仕様書の中で、サポート体制ということで、記載をいたしておりまして、迅速に対応することなど、きちんと記載をいたしまして、これに基づきまして、提案していただいたということで、心配はしていないということです。

サポートサービス、従来の補修の点検ということで、入っているという質問でしたが、平野議員さんにお答えしたとおりですので、御理解いただきたいと思います。

議長／7番 宮本議員。

宮本議員／最後の質問ですが、平野さんのところでもありました、ソフトのサポートと保守点検というのは、一緒ということですか？

議長／古賀教育部長。

古賀教育部長／ハード面の保守ということです。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

26 番 江原議員

江原議員／第2号議案、財産の取得について、反対の立場で討論申し上げます。

財産の取得を第1に、取得する財産、ICT 関連機器整備費等一式、2つ目に取得の価格1億2298万7550円です。

私はこの財産取得にあたり、昨年12月議会に、財産の取得に関する予算措置がなされました。

タブレット端末予算企業、1億2600万円に、この予算措置に反対の立場で討論を申し上げます。

今回の第2号議案、財産の取得について、以下の点を申し述べて、反対の討論を申し上げます。

導入にあたっての問題として、第1に、タブレット端末導入、ICT 機器の導入にあたりまして、この間の経緯を振り返って考えますと、市長の独断専行で進められました。

2つ目に、保護者や、教育関係者への戸惑いや不安がいまだ解消されなく、進められているからです。

私は、このタブレット端末導入の目的が、武雄市を学力日本一にすると表明されているように、明らかに教育に競争原理を持ち込むものであり、本来教育の目的である、教育は人格の完成を目指すものであり、その趣旨と相容れないものと考えものであります。

教育に対する、挑戦といわなければなりません。

よって、このタブレット端末の導入、私はこの取り組みではなく、行き届いた教育を進めるために、小学生の1クラスの定員数である40人学級を全小学校1クラス35人に1日も早く進め、少なくとも30人学級に、全国でするためにも、その先頭にたつて、武雄市教育に導入するべきではありませんか。

その予算措置をすることこそ、今行政の責務ではありませんか。

よって、このタブレット導入の契約議案に反対の討論を申し上げ、見直しを求め、反対討論とするものです。

以上です。

議長／静かに。

3番 上田議員。

静かにしてください。

上田議員／おはようございます。

第2号議案、財産の取得について賛成の立場で、討論させていただきます。

今回のこの議案は、ICT教育、反転授業に欠かせない、タブレット端末のモデルやスペック、ソフト、アプリケーション、それらの取得とサーバー設備を含めた費用の財産の取得です。

先ほどの反対討論にあったように、少人数学級にとりましたが、これは12月議会でも、県の補助金も含めての予算だったと思います。

本末転倒な気がします。

本題に入りますが、先に申し上げますが、今回のこれらの選定にかんしては、タブレット端末選定委員会が、企業からのプロポーザルを受けて、選定されたということで、さいさんの説明がっております。

委員会のメンバーは学校の代表、保護者の代表、有識者、その他さまざまな方が入られて、選定が行われていると伺っています。

これについては、学校代表、保護者の代表も入っているということで、そこに関しては問題はないのかなど。

独断専行といわれるのがまったく私もそこには理解ができません。

その上で、武雄市が必要とする費用、最低限のラインとして、OSについてはアンドロイド4.2以上、iOS7以上だったり、ウィンドウズの8もしくはRTといった必要基準が示されており、内部ストレージが16ギガバイト以上。

外部ストレージがどうなっているのか不明ですが、使い方からいうとあまり関係ないのかなと言う判断をして、内部ストレージを基準に考えると、これも十分なのかなど。

仕様書の中を見る限り、使い勝手な部分ですから、仕様書通りに物が納品されるのであれば問題ないと考えてます。

今回の先ほど反対討論にもありましたように、保護者の不安とかなんとかということがありました。

不安は確かに話がありました。

今回保護者が話していたのは、破損を含めたトラブルにどう対処するのかというのが多い、私のほうにも届けられています。

台数が台数だけに、安かろう悪かろうという、価格優先という選定も私は不安です。

物は良いけど高い、というスペック優先といったものも不安です。

一長一短あるような選定の仕方は私は、不安を抱えるところであります。

ようするに、価格、スペック、何よりその後のサポート体制を網羅できるだろう、指名によるプロポーザルは、私は適正な判断だったのではないかと、考えているところです。

保護者の不安とありますが、付け加えさせていただきますが、あるお母さん方からの話を付け加えさせていただきます。

ある方は、武雄にこしてきて良かったのは、この反転授業にあると伺いました。

ある方は、反転授業がますます進むと、現在、毎月高い費用をかけている通信教材を辞められるんじゃないかというような声もいただいております。

そういう声があることを述べて、私の賛成討論とさせていただきます。

議員各委員、ご賛同お願いします。

議長／23番 黒岩議員

黒岩議員／あと数ヶ月の命でございますので。

賛成討論としたいのは、ちゃんと聞いて欲しいのは、IT 行政推進特別委員長という立場から話をしようと思っています。

IT 機器を入れるのは何故か。

私はわかりやすい授業をするために入れると思います。

入れるのは、わかりやすい授業。

どのようにわかりやすい、といいますと、具体的にいうと、反転授業が簡単にできる。

そのためにどうしてもタブレットが必要だという事。

それともう1つ、学校で、先ほど30人学級ですか、ございましたが、それは生徒の一人ひとりがどういう状況かがただちにわかると。

学校の先生が教えていて、ここは、というときに小テストをするんですね。

タブレットを使って。

ただちに、今何%の人間が、理解しているか、していないかがわかるんですよ。

機械を使うことによって。

だから、役所でも IT を使った 3D 検索できる役所をつくってほしいとっていますが、なかなかできないですが。

そういう面があるということは、勉強するために IT 行政推進特別委員会を作った。

このときも反対されましたが。

確実に、今 IT を利用した行政。

つまり、行政に自然科学の力をいれるといいですか。

そういう時代がやってきていると、みなさん考えていただいて、将来ある武雄市を作っていただきたいということで、賛成討論といたします。

どうかよろしくをお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより、第 2 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 2 号議案は、原案のとおり、可決されました。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 2 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。